

# 雨水貯留浸透施設設置費 補助金制度のご案内

—雨水貯留浸透施設の設置にご協力を—



都市化が進むにつれ、農地や森林がアスファルトの道路やコンクリートの建物に代わり、雨水が地中に浸透する土地の面積が急激に減少しました。

そのため、かつてはゆっくり河川に流れ込んでいた雨水が、一気に河川に流れ込むようになり、川の水があふれ、洪水被害が起きやすくなってきました。

雨水貯留浸透施設設置の目的は、雨水を一時的に貯め地下に浸透させることで、河川への流出を抑制して水害を緩和させることです。

## こんな効果が期待できます

- 雨水の流出を抑え、浸水被害を軽減します。
- 雨水を一時貯留し、河川や水路への負担を軽減します。
- 貯まった雨水は、植栽への水やり、洗車利用など、有効利用が図れます。
- 不要になった浄化槽の有効活用ができ、廃棄物の減量化に役立ちます。
- 地下水をゆっくり補給し、緑と水辺を保全するため、水資源の確保が図れます。
- 水循環の健全化や環境保全をする小さなグリーンインフラになります。

大 口 町

# 雨水貯留浸透施設の必要性

開発前



開発後



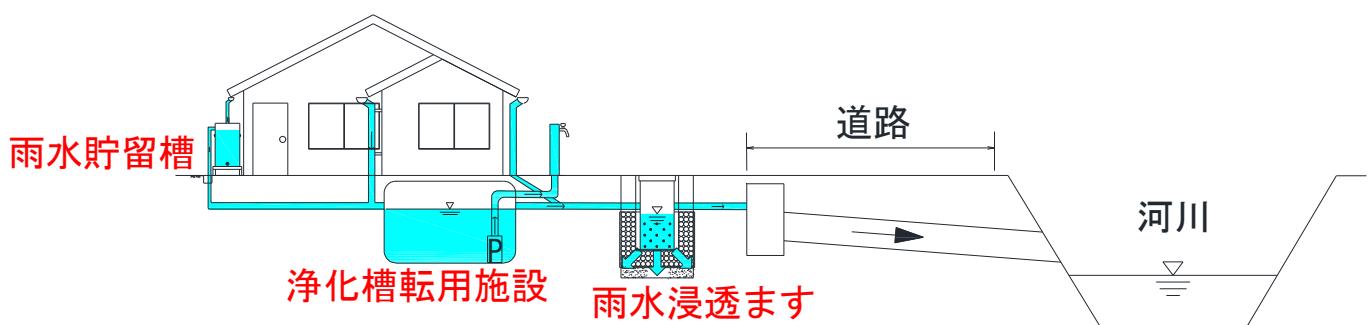
雨水は地面にしみ込み、ゆっくりと川へ流れていくので、川の水はあふれにくくなります。

家の屋根や道路に降った雨水は、地面にしみ込みにくく、すぐに川へ流れていくので、川の水はあふれやすくなります。

出典：(社)雨水貯留浸透技術協会「戸建て住宅における雨水貯留浸透施設設置マニュアル」P.35

雨水貯留浸透施設を設置していただくことで、浸水被害等を減らすことができます！

## 補助対象となる雨水貯留浸透施設の設置例



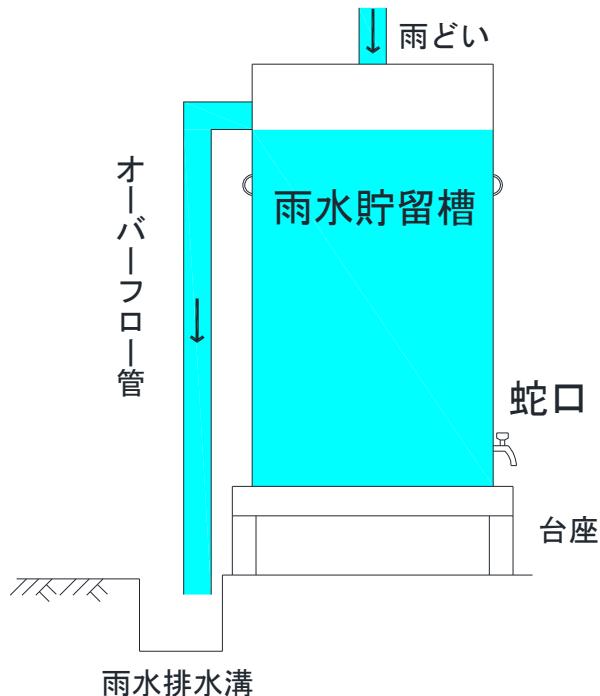
道路や河川への流出を抑制

## 雨水貯留槽

雨水を一時的に貯留するために設置する貯留槽

### ○設置基準

- ・屋根等から集水する雨どいに接続していること。
- ・オーバーフロー管等により容量以上の貯留防止を図ること。
- ・蛇口等により容易に排水できる構造であること。
- ・転倒しないよう安全が確保されていること。
- ・施設の容量（複数の施設を設置する場合にあってはその容量の合計）が100リットル以上であること。
- ・一団の土地につき2基まで。



### ○補助額

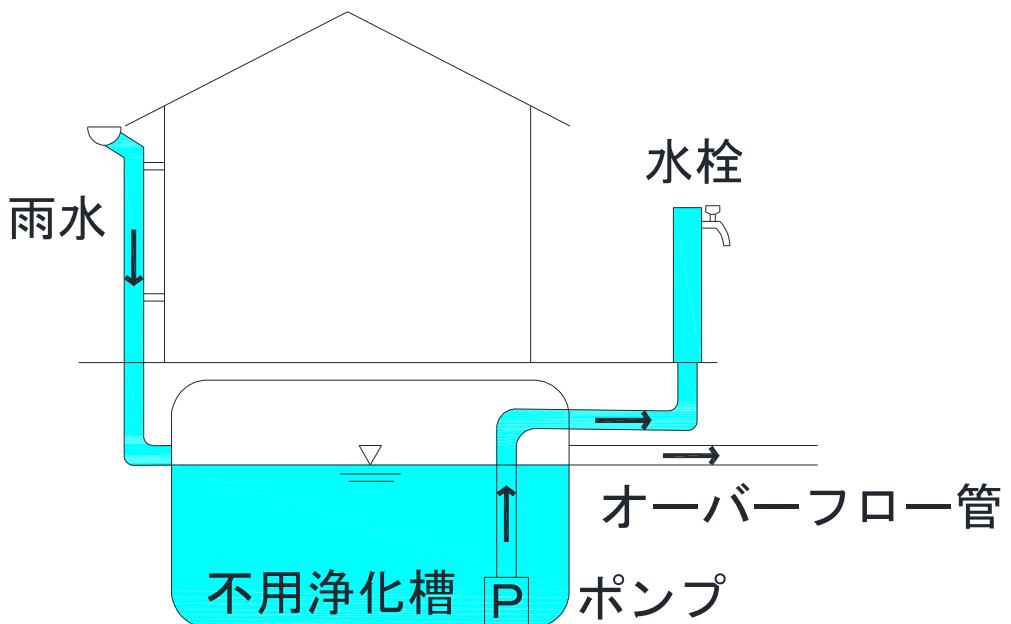
対象経費	補助金の限度額
雨水貯留槽の購入及び新設工事に要する費用	1基につき、購入及び新設工事に要する経費の2分の1の額又は25,000円のいずれか少ない額 (100円未満切り捨て) ※一度に2基設置した場合は、購入及び新設工事に要する全体経費の半額を1基分とする。

## 浄化槽転用施設

不要となった浄化槽を雨水貯留施設に転用するもの

### ○設置基準

- ・雨水配管を経て流入管を接続すること。
- ・貯留した雨水をくみ上げるポンプは、固定式のものであること。
- ・破損等により漏水が生じていないこと。
- ・一団の土地につき1基まで。



### ○補助額

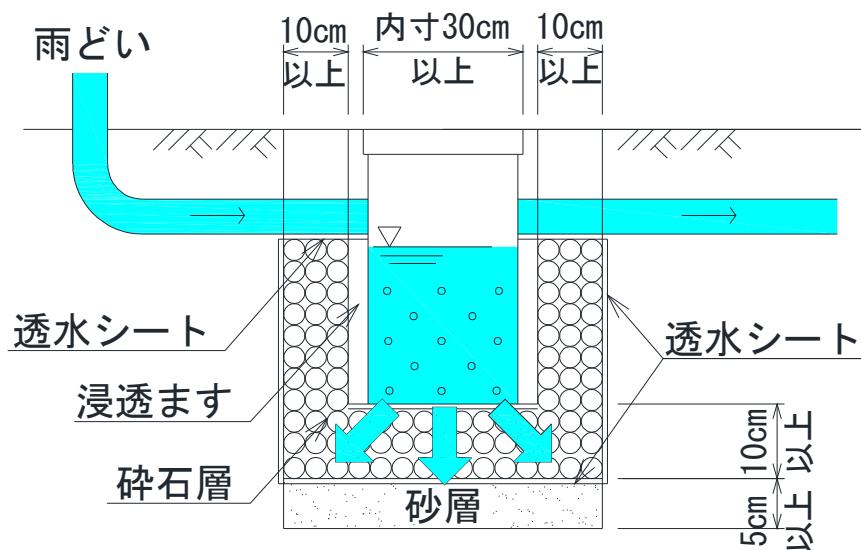
対象経費	補助金の限度額
浄化槽の転用に係る改造工事に要する費用	改造工事に要する経費の2分の1の額又は80,000円のいずれか少ない額 (100円未満切り捨て)

雨水浸透ます

雨水を地下に浸透させます

### ○設置基準

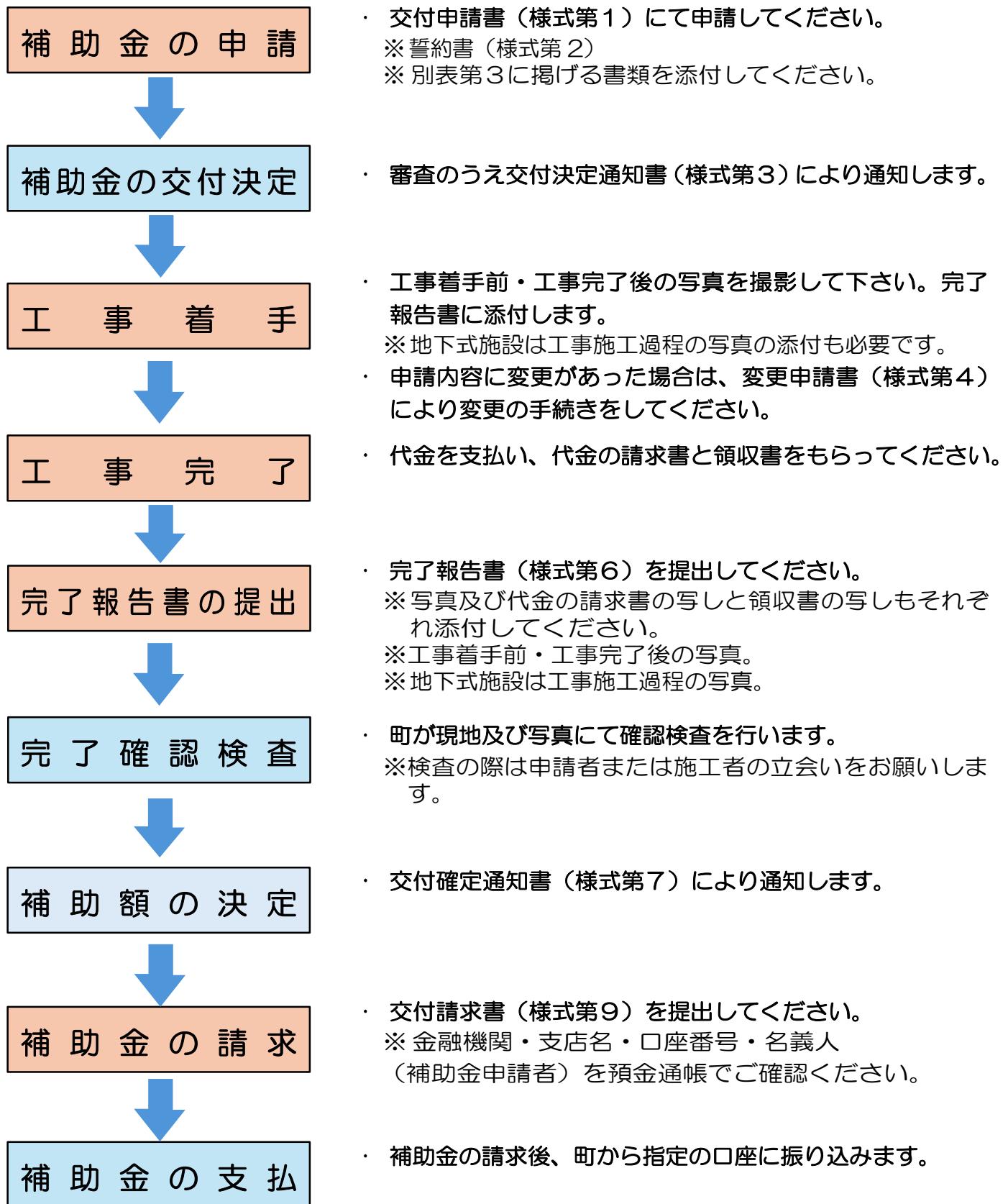
- ・浸透ますの内径が30センチメートル以上であること。
- ・砕石層を浸透ます外部から10センチメートル以上設けること。この場合において、砕石は、浸透ますの有効径より大きいものであること。
- ・砕石内への土砂流入防止のため砕石層の周囲に透水シートを設けること。
- ・雨水配管を経て流入管を接続すること。
- ・砕石層の下に砂層を5センチメートル以上設けること。
- ・下記図と同等の貯留浸透量以上のものとします。



### ○補助額

対象経費	補助金の限度額
雨水浸透ますの新設工事に要する費用	1基につき、購入及び新設工事に要する経費の額又は15,000円のいずれか少ない額 (100円未満切り捨て) ※一度に2基以上設置した場合は、購入及び新設工事に要する全体経費を按分し、1基分とする。 (複数の雨水浸透ますを設置する場合にあっては限度額50,000円) (例) 1基の場合 15,000円 2基の場合 30,000円 3基の場合 45,000円 4基以上の場合 50,000円

# 補助の手続きの流れ



※ [ ] は申請者（設置者）が行う事務等で、[ ] は町が行う事務等です。

※ 提出書類や、より詳細な手続きの流れについては、ホームページ掲載の資料をご確認ください。

# 申請における注意事項

**補助を受ける場合は、事前に申請していただく必要があります。**

※申請前に設置済みの施設につきましては、下記のとおり補助対象外となります。

施設の購入や工事を行う前に、補助対象となる施設かどうかを審査いたします。

補助金の交付決定通知書がお手元に届くまでは、施設の購入や工事を行わないようにしてください。

## 補助の対象となるもの

- 補助事業の対象となる施設は、雨水排水を目的として大口町内の敷地に設置する雨水貯留浸透施設とする。ただし、当該年度の申請は一団の土地につき1回限りとする。
- 補助を申請することができる者は、町内に土地又は建築物を所有し、又は賃借し、雨水貯留浸透施設を設置する者とする。ただし、土地又は建築物を賃借しているものは、その所有者からの同意を必要とする。

## 補助の対象とならないもの

- 国、他の地方公共団体等が設置するもの
  - 既に補助金を受けたことがある雨水貯留浸透施設を作り変えようとするもの
  - 移転補償等機能回復により設置するもの
  - 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)に規定する雨水浸透阻害行為のために必要となる施設
  - 町長が補助金の交付を不適当と認めたもの
- ※既に設置されているもの等

お問合せ先

大口町役場 建設部 建設課

TEL (0587)95-1626

<https://www.town.oguchi.lg.jp>

